

役員、評議員及び評議員選任・解任委員  
の報酬等に関する規程

社会福祉法人 睦福社会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人睦福社会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について定めたものである。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び幹事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人の事業所に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 各会議とは、理事会・評議員会・監事による監査及び評議員選任・解任委員会をいう。
- (5) 報酬とは、各会議へ出席したときに、職務遂行の対価として日当として支給され、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員の報酬)

第3条 理事及び監事の報酬については、各年度の総額が252,000円（理事総額180,000円、監事総額72,000円）を超えない範囲で勤務実態に即して支給する。

- 2 役員が理事会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
- 3 監事が定款19条に基づき監査を行ったときは、その出席1日につき、6,000円を支給する。

(評議員の報酬)

第4条 評議員の報酬については、各年度の総額が140,000円を超えない範囲で勤務実態に即して支給する。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

(委員の報酬)

第5条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

(役員、評議員、委員の報酬の支払い)

第6条 報酬は、勤務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

ただし、常勤の理事及び職員を兼務し職員給与が支払われている者に対しては支給しない。(正規の勤務時間外に開催される会議等に参加した場合は第22条の規定に準じて報酬を支給する。)

2 (法定控除)

支給については、報酬額より所得税法に定められた額を控除する。

(出張旅費)

第7条 役員が理事会以外に法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は法人の事業所の旅費規程に準じて日当及び交通費を支給することが出来る。

附則

1. この規程は、平成29年6月14日から施行する。
2. この規程は、令和5年3月29日から施行する
3. 社会福祉法人睦福社会役員等報酬規程(平成29年6月14日)廃止する。